



鳥取県公報

平成17年12月16日(金)
第7747号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	国土調査の成果の認証 (928) (耕地課)	1
	県道の区域の変更 (929) (道路企画課)	1
	県道の供用の開始 (930) (")	2
選管告示	選挙管理委員会の招集 (80)	2
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課)	3
	土地収用法による審理の開始 (管理課)	6
正 誤	平成17年10月25日付鳥取県告示第803号中訂正	6
	平成17年10月28日付鳥取県告示第812号中訂正	6

告 示

鳥取県告示第928号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
湯 梨 浜 町	平成15年度から 平成16年度まで	湯梨浜町 (大字川上の一部) の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字川上の一部	平成17年12月16日
南 部 町	平成10年度から 平成14年度まで	南部町 (市山及び朝金の各 一部) の地籍図及び地籍簿	南部町市山及び朝金の各一 部	"
江 府 町	平成12年度から 平成14年度まで	江府町 (大字俣野の一部) の地籍図及び地籍簿	江府町大字俣野の一部	"

鳥取県告示第929号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年12月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
福頼市山伯 耆大山停車 場線	米子市八幡字松月413 - 1 地先から同市東八幡字荒神田 202 - 1 地先まで	変更前	6.7 ~ 13.5	240.0
		変更後	6.7 ~ 21.4	240.0

鳥取県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年12月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
福頼市山伯 耆大山停車 場線	米子市八幡字松月413 - 1 地先から同市東八幡字荒神田202 - 1 地先まで	平成17年12月17日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第80号

平成17年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年12月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成17年12月20日（火） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第50回青年問題研究集会の開催について

(2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年11月29日付鳥取県告示第880号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福田 才市郎	東伯郡三朝町大字福本字家ノ向136
中島 藤平	東伯郡三朝町大字福本字家ノ向145
村上 喜蔵	東伯郡三朝町大字福本字家ノ廻り483

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月2日付鳥取県告示第894号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宮本 正	八頭郡若桜町大字淵見字大和壽谷785の30
植島 亀藏	八頭郡若桜町大字淵見字大和壽谷790の1
浅井 松太郎	八頭郡若桜町大字淵見字大和壽谷794の2
植島 松太郎	八頭郡若桜町大字淵見字大和壽谷794の8
植島 勇治	八頭郡若桜町大字淵見字大和壽谷795の5
木島 康子	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷809の2
木島 直彦	〃
木島 康子	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷809の3
木島 直彦	〃
木島 康子	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810
木島 直彦	〃
木島 康子	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810の1
木島 直彦	〃
木島 康子	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810の4
木島 直彦	〃
木島 康子	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810の5
木島 直彦	〃
〃	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810の14
木島 康子	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810の15
木島 直彦	〃
〃	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810の17
〃	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷810の18
植田 亦太郎	八頭郡若桜町大字淵見字小和壽谷811
木島 七次郎	〃
野田 定蔵	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期

齡以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月2日付鳥取県告示第895号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

聲高 源蔵	八頭郡智頭町大字西谷字瀧谷奥896の1
聲高 幸一	〃
聲高 臺吉	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期
齡以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成17年12月16日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成17年12月26日（月）午後3時

2 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎 講堂

3 件名

篠田南谷川通常砂防工事

正 誤

平成17年10月25日付鳥取県告示第803号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
4	12	1438	字水谷1438

平成17年10月28日付鳥取県告示第812号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	7
行	17及び18
誤	字澄谷543の1から543の6まで
正	字澄谷543の1、543の2、543の4から543の6まで

頁	7
行	下から3
誤	イ 立木の伐採の限度並びに期間及び樹種
正	イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種